

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県阿久根市

2 構造改革特別区域の名称

アクネうまいネ自然だネ特区

3 構造改革特別区域の範囲

阿久根市全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 区域の概要

阿久根市は、鹿児島県の北西部に位置し、北部は日本三大急潮の一つである黒之瀬戸を隔て東町、長島町と接し、東北部は高尾野町、野田町、南部は薩摩川内市と接している。西は東シナ海に面して約40kmにも及ぶ長い海岸線をもち、沿岸を洗う黒潮がいたるところ亜熱帯の植物をはぐくむ、天然の恵み豊かな地であり、四季折々に様々な農林水産物が生産される場所であり、自然を大切にしながら、「自然と人が共生するまち」「人間交流のまち」を推進している。

主な観光資源として、環境省が指定する日本の水浴場88選の指定を受けた阿久根大島がある。この島は、日本の名松100選にも選ばれており、その美しい松林の景観と水質AA級を誇るビーチ、島に生息する野生鹿との触れ合いを求めて毎年多くの海水浴客でにぎわっている。

また、平成16年3月の九州新幹線の一部開業に合わせて、JR九州八代～川内間については、鹿児島県と熊本県、その沿線10市町の共同出資のもと、肥薩おれんじ鉄道が運行を開始し、通勤・通学の重要な交通手段となっている。その他、南

九州西回り自動車道も現在整備計画中であり、今後はこれら多様な交通アクセスを拠点に、市内外から多くの人々の往来が期待されることから、現在、本市の8つのむらづくり重点地区を中心として、都市部の人々をターゲットとした体験型観光やグリーンツーリズム等も計画中である。

具体的な総合交流施設の一つとしては、国道3号沿いにたたずむ「道の駅あくね」がある。ここからは遠くに甌島列島を望むことができ、水平線に沈む夕日とのコントラストが多くのカメラマンを魅了してやまない。さらに、店内には本市の特産品を始め、新鮮な魚介類や地元の食材を多く取り入れたメニューでおもてなしをする軽食コーナーも設けられており、むらづくり重点地区の一つである“牛之浜地区”の営農部会による農産物直売の常設コーナーがあり、新鮮で「安心・安全」な旬の食材が豊富に揃っており、ここを訪れる者を心身ともにいやしてくれる。

(2) 地域の特性を活かした産業

暖流の影響から本市の沿岸地域では無霜地帯もあり、かごしまブランドにも指定された実エンドウ、ソラマメ等の豆類を中心に、水稻、さつまいも、肉用牛、養豚、ブロイラー、果樹、葉たばこ、野菜等の生産が盛んである。

特に果樹類の中で最も大きいとされる“ボンタン”の歴史は古く、その名前は江戸時代中期に阿久根に漂着した中国船の船長の名前に由来すると言われており、現在も山間部を中心に多く生産されており、その加工品であるボンタン漬けも関東地方をはじめとする都市部を中心に多く出荷されている。

また、本市の総面積の58%を占める森林からは、早掘りタケノコ、えのき茸、ひら茸等の特用林産物の恵みが豊かであり、その中でも早掘りタケノコについては、鹿児島県のブランド指定に向けた事業展開も積極的に行われている。さらに、森林が持つ水資源のかん養機能により、アジ、サバ類等青物を中心とした水産資源も豊富であり、特に農林水産物を加工した阿久根農業高校3年A組シリーズの人気は全国にも広まっている。

本市の産業構造は、就業率では第3次産業がもっとも高く、第2次産業、第1次産業の順となるが、市の基幹産業は依然として農業、林業、水産業の第1次産業である。

しかし、第2次産業の一つである建設業は、近年、国、県及び市の公共事業の縮小等により、経営状況がひっ迫しており、再生・生き残りをかけた経営体質改善を模索しなければならない厳しい現状である。

第1次産業についても、就業者の高齢化が進んでおり、都市部への人口流出や若年層の減少等の理由もあり、その後継者不足が深刻な問題となってきた。

特に、農業分野については、年々農地の遊休化・荒廃化が顕著となっており、平成12年農林業センサスにおける遊休農地面積は564ha（耕作放棄率40.0%）となっている。今後の農業従事者数の推移を勘案すると、5年後にはその面積は600ha程度になると予想される。

また、本市畑作の基幹作物として大きなシェアを占めているさつまいもを加工処理するでんぷん工場・焼酎工場等の関連企業も、経営体質の改善や協業化が進んだ結果、でんぷん工場は市内に1社、焼酎工場は3社を残すのみとなった。

しかし、近年の焼酎ブームの影響で、原料としてのさつまいもを地元で確保したい、いわゆる地産地消の気運が年々高まってきており、今こそ地場産業と一体となった生産・販売の一貫体制を再建する絶好の機会であり、このことが今後の本市経済の再生と発展のカギとなると考える。

（3）人口動向と経済指標

本市の高齢化率（65歳以上）は、国及び鹿児島県の水準をはるかに超える速度で進んでおり、平成12年農林業センサスでは29.3%となっている。このことが老人福祉施設の充実を促進し、老後の安定した暮らしを確保する一方で、これらに伴う予算が本市の財政を圧迫している現状である。

また、少子高齢化は、既存の集落営農活動の衰退や相互扶助の概念の希薄化を招いており、特に山間部においては、高齢化率が50%を超える集落が点在し、小中学生が1人もいない集落も増えつつあり、農村部を守る高齢者は集落に残る伝統芸能や文化の継承等に不安を抱えている。

一方、都市部においては、近年、自然・ふるさと志向の高まりを背景として農山漁村の豊かな自然に「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」を求める動きが強くなってきており、自らの手で農産物を生産し、消費するという意向を持つ都市住民からの問い合わせも毎年多数寄せられている。

本市の1人当たりの市民所得は、平成12年度において1,976千円となっており、これは国の平均水準の65.9%で、鹿児島県の平均水準の85.0%に相当する。

5 構造改革特別区域計画の意義

阿久根市の中心部に位置する波留地区に建つ南方神社（諏訪神社）には、市の指定文化財の「石の鳥居」がある。これは、万治2年（1659年）折口伊兵衛重芳^{おりぐちいへえしげよし}が奉納したものである。

彼は家業である焼酎造りの成功を南方神社に祈願し、焼酎造りに精進し、その後「千酒」と銘打つ焼酎の製造に成功した。時の島津藩主光久が参勤交代で阿久根に1泊したおりに、これを献上したところ、光久に大変喜ばれ、「阿久根諸白」の酒名を与えられた。この後、彼の焼酎業は益々栄えることとなり、祈願成就のお礼として石鳥居を奉納したものとされており、阿久根焼酎の起源を知る上で貴重な文化財である。

さつまいもは、台風や干ばつ等の自然条件下でも比較的安定した生産が可能であることから、かつては本市の畑地のほとんどに作付けされていたが、農産物の価格低迷や、農家の高齢化及び担い手不足を理由として、その生産が年々減少し、農地の遊休化・荒廃化が進んでいる。

本市においては、この遊休農地の解消と低迷している地域経済の活性化が至上命題である。地域の特性を生かした作物の生産を通して、本市の農村地域の活性化を促進し、農産物の増産によりわが国の食糧自給率向上に寄与することを目的として、構造改革特別区域法による規制の特例措置を活用し、農業生産法人以外の法人の農業参入を促すことで、遊休農地の解消と市民所得の向上を図る。

参入させる法人としては主に建設業を予定している。この業界は公共事業の縮減等により、経営体質の改善が深刻な問題となっていることから、この特区制度により、彼らを農業分野へ進出させることで、新たな利益と雇用を生み出すことができ、臨時的な雇用が多いこの業界が持つ雇用安定の問題の解消にもつながる。

また、特区内の農地で栽培されたさつまいもから焼酎工場と連携した“あくね独自の焼酎”づくりを推進することで、地元企業の体質強化が図られると同時に、“あ

くね”の名を全国に発信させることで、地域経済に与える効果は非常に大きいものである。

さらに、中山間地域においては、これら企業の参入により、農地の再生や地域の活性化が図られるだけでなく、高齢者から若年層にいたるまでの人間関係を連動させることにより、物心両面における波状効果とよりよい地域づくりが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、「自然と人が共生するまち」を理念として、特区申請区域内の遊休農地を再生させるため、農業生産法人以外の法人を農業分野に参入させることで、地域の特性を生かした農産物の生産拡大を図り、農村地域の活性化を促進し、市民所得の向上を目指すものである。

初年度の目標は、法人1社に対して1haの農地貸付けを行うこととし、作付け作物としては、地場産業の一つである焼酎工場の原料用さつまいもとする。

5年後には50haの農地を、建設業等を中心に10法人程度に貸付け、農業生産活動により得られた収益で雇用の増大を目指す。

企業参入により再生された農地において、本市の特性を生かした焼酎用さつまいもを生産することと併せて、実えんどう、そらまめ等の豆類や、バレイショ等を推進すると同時に、これら1次製品の加工・製造する地元企業との連携のもと、芋焼酎をはじめとした農産物加工品等の販売流通を通して、本市独特の“アクネうまいネ自然だネ”ブランドを全国に向けて発信する。

また、この計画の目標達成のためには、農林水産業に従事する関係機関団体と連携し、共通認識をもつことが必要不可欠であることから、関係者及び関係機関団体から構成する「構造改革特別区農政推進協議会」を発足させ、その下部組織として、庁内には目標達成のための事業実施計画等の検討・策定及びその推進を行う「構造改革特別区推進プロジェクトチーム」を設置し、特区内における各種事業の適正かつ円滑な推進を図る。

さらに、特区申請区域内における企業参入に対して、安定した農産物の生産活動を支援するために、農業改良普及センターや農協を中心とした栽培技術支援チームを設置し、さつまいもを中心とした畑作物の栽培技術等の指導を行う。特に本市畑作の基幹作物であるさつまいもについては、安心安全なさつまいも栽培研修会を設

置し、定期的に研修会を開催する中で、農業に不慣れな新規参入者に対する栽培管理についての指導を充実させる。

中山間地域における集落の活性化対策については、本市の8つのむらづくり重点地区を拠点とした、体験型観光などのグリーンツーリズムを計画的に取り組み、都市住民との交流を通して、活力ある集落の再生を目指す。

また、情勢の変化等により、目標達成が困難になった場合や、政策との整合性が取れなくなってきた場合には、本計画の実施に必要な事業等の見直しを適時行うことで、計画的な政策展開と事業の適正かつ円滑な執行を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施によって、特区内に及ぼす効果として、農業生産活動による所得の向上とこれに伴う税収の増大などの経済的効果及び農地の再生、集落営農活動や都市農村交流による集落の活性化と人口の増等の社会的効果が期待できる。

その中でも農地の再生については、農業の持つ多面的機能の維持、国土保全という点でもその社会的効果は絶大である。

遊休農地を有効活用することにより生産される農産物の経済的効果として、焼酎用さつまいもに換算して、初年度は生産量27t、生産額にして135万円、5年後には、収量及び品質向上により、生産量1,500t、生産額にして7,500万円の直接的な経済効果が期待できる。さらに、参入する企業の経営の多角化を促し、新たな利益と雇用が創出され、特に建設業界が長年抱えている周年雇用の安定の問題（建設業界の場合は1月から3月に仕事が集中、農繁期である4月から8月の間が比較的余裕がある。）の解消と経営体質改善の一助としても大きな効果をもたらすものであり、さらに、これら企業の農業参入活動は山間地域における集落の活性化を促すこととなる。関連事業として、都市住民との交流人口を当初30人とし、都市農村交流事業等の実施により、5年後には300人を目標とし、集落住民の意識改革を図り、自然と人との触れ合いの中で、農村社会の持つ魅力や地域資源等の再発見にもつながる。そして、それらを求めて市内外からの定住者の増大も十分期待でき、山間地域に住む高齢者との連携や相互扶助活動を通して、高齢者に精神的に安心感を与え、住民福祉の向上にも寄与できるという点でも効果は大きい。

さらに、有機資源の循環を活用した農作物の生産活動により、健康志向の消費者のニーズに対応できる安心・安全な農産物を供給することで、健全な食生活を推進し、市民の健康増進を図る。

8 特定事業の名称

1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地及び採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に關し地方公共団体が必要と認める事項

豊かな自然と比較的温暖な気候と相まって新鮮な農林水産物に恵まれており、その豊富な食材を加工・製造する地場産業を中心に発展してきた本市において、特区申請区域内の遊休農地の再生と地域経済の活性化を図るため、以下の(1)の～の特認事業及び(2)の～関連事業に取り組む。

(1)「アクネうまいネ自然だネ特区」推進特認事業

「アクネうまいネ自然だネ特区」推進連携事業

特区推進のためには、関係機関団体はもとより、地場産業や学識経験者等との連携を密にしておくことが重要であることから、構造改革特区農政推進協議会を中心に、特区申請区域内における遊休農地の再生、地場産業との連携を通じての地域活性化の推進を図る。

安心・安全さつまいも栽培技術普及指導ほ場設置事業

特区申請区域内において再生させる農地において、安心・安全さつまいも栽培技術普及指導ほ場を設置し、安心・安全なさつまいも栽培技術の研究、農業に不

慣れな企業等に対する栽培技術の普及・指導を行う事業を創設し、栽培管理等の指導を充実させることで、安定した農産物の生産体制を確立する。

多様な農業の担い手の確保のための新規就農者育成事業

特区申請区域に参入してくる企業等は農業に不慣れな者が多く、就農初期段階における栽培技術も未確立であることの実態を踏まえ、参入者の円滑な就農を促進するために農業研修制度を創設し、将来にわたる本市農業の担い手を確保育成する。

(2) 「アクネうまいネ自然だネ特区」推進のための関連事業

高齢農業者支援事業

高齢者の農業生産活動を支援するため、農作業受委託組織を整備し、農作業の省力化を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな知恵と経験を生かし、農業生産や地域のリーダー、伝統文化の継承者等として活躍できる体制整備を図ることで、高齢者が心身ともに暮らしやすい環境づくりを推進し、地域福祉活動の積極的な展開を支援する。

特区申請区域内農地集積促進事業

農業経験の少ない参入者に対する農地集積を図る事業を創設し、参入者のニーズに応じた農地の集積を図ることで、効率的な農業生産活動ができる環境体制を推進する。

堆肥センター設置運営支援事業

良質の農産物生産には健全な土づくりが基本である。近年、自然環境や食に対する関心が高まる中で、環境にやさしい農業技術が注目されていることから、J A鹿児島いずみに設置されている、良質な完熟堆肥を生産する堆肥センターの運営を支援し、農業が持つ物質循環機能を活用して、安心・安全な農産物生産を目指す。

都市農村交流事業

過疎化・高齢化による集落の活力低下が市全体の農林水産業の停滞の一因ともなっている。一方、都市部では日常生活の中で失いがちな「ゆとり」「やすらぎ」を求めて、休暇などを利用して自然豊かな農山漁村を訪れる者が急増している。

このことから、グリーンツーリズムなど都市農村交流が、中山間地域の活性化を図る有効手段であることを踏まえ、都市農村交流事業計画を策定し、実施する。

この事業により、都市住民と農山漁村に暮らす人々との交流を積極的に行い、農業体験や農村社会が持つ魅力を学ぶ中から、都市住民に対して“農産物をつくる喜び”や“田舎暮らしの良さ”を実感してもらいながら、新しいライフスタイルを提供し、最終的には本市への定住促進を図る。

さらに、集落住民の自主的な話し合い活動を通じた合意形成をもとに、農業体験型観光などのイベントを開催し、併せて本市の特区概要のPRを行うことで、農業外からの新規参入を促進する。

鳥獣害防止施設整備事業

安心・安全な農産物の生産には農業者が安心して農業生産に取り組める環境づくりが重要である。特に山間部を多く抱える本市においては、鳥獣類が農作物へ及ぼす被害は甚大であり、農業者の生産意欲の低下を招いている現状である。このことから、鳥獣による農作物被害総合防除計画を策定し、この計画に基づいて、段階的に鳥獣害防止施設の整備を実施する。この事業により、安心して農業生産活動に取り組める環境づくりを推進する。

食農教育実践事業

本市農業における後継者や担い手不足の原因の一つとして、特に若い世代における農業と食文化についての認識の低下があげられる。このことは、本市だけではなく、わが国全体におけることでもあり、農村社会の崩壊や農地の荒廃化・遊休化、食料自給率の低下等の問題にもつながる重要なことと捉え、市内の各小中学校を対象とした食農教育実践事業を創設し、これに取り組むことにより、若い

ときから農業と食文化についての理解や意識啓発を行うとともに，本市への就農促進を図り，将来にわたる本市農業の担い手を確保，育成する。

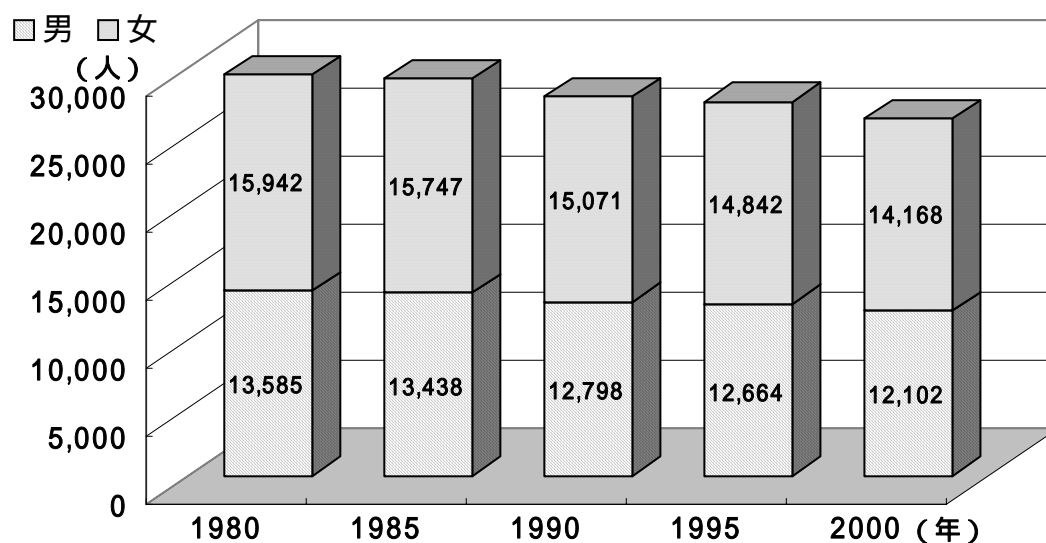
別紙 構造改革特別区域において実施し，又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(参考資料)

人口と世帯数の推移

(単位：人，%，世帯)

	男	女	計	伸び率	世帯数	伸び率
1980	13,585	15,942	29,527	2.5	9,742	2.9
1985	13,438	15,747	29,185	1.2	10,031	3.0
1990	12,798	15,071	27,869	4.5	10,122	0.9
1995	12,664	14,842	27,506	1.3	10,261	1.4
2000	12,102	14,168	26,270	4.5	10,285	0.2



年齢別階層人口の推移

(単位：人，%)

	1980	1985	1990	1995	2000
0～4	1,735	1,660	1,446	1,407	1,064
5～14	4,503	3,994	3,481	3,215	2,896
15～29	4,955	4,436	3,851	3,641	3,345
30～44	5,219	5,233	5,042	4,741	4,165
45～64	8,546	8,698	8,179	7,622	7,097
65～74	2,885	3,109	3,380	3,982	4,325
75以上	1,684	2,055	2,490	2,898	3,378
65歳以上	15.4	17.6	21.0	25.0	29.3
合計	29,527	29,185	27,869	27,506	26,270

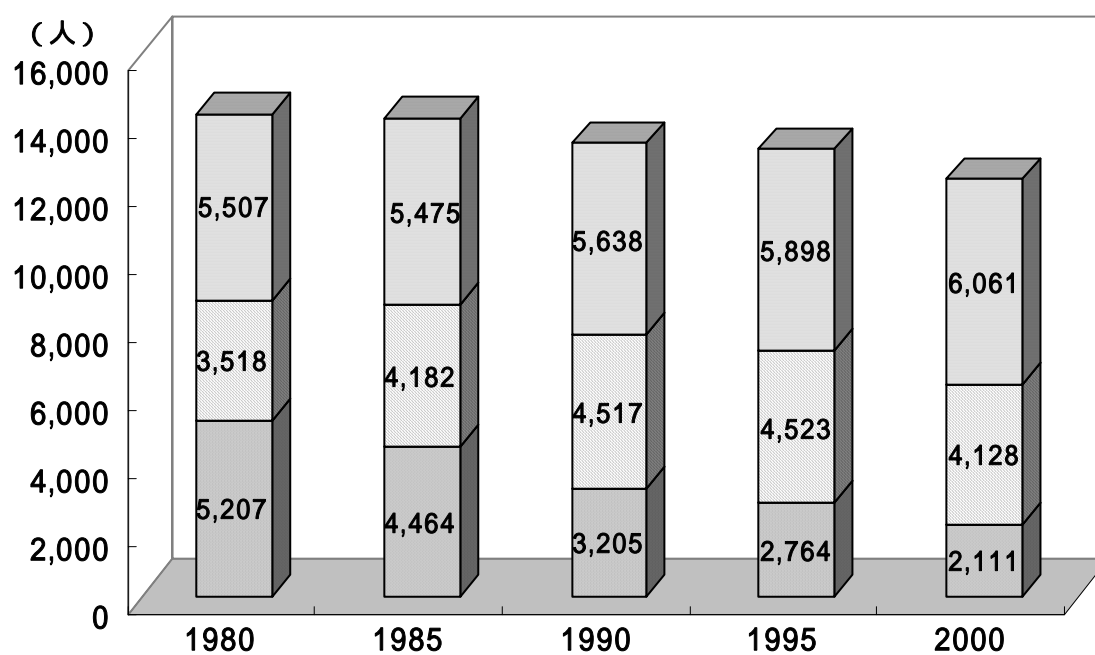
就業構造の動向

(単位：人，%)

	1980	1985	1990	1995	2000
第1次産業	5,207	4,464	3,205	2,764	2,111
	36.58	31.61	23.98	20.22	17.16
第2次産業	3,518	4,182	4,517	4,523	4,128
	24.72	29.62	32.93	33.09	33.56
第3次産業	5,507	5,475	5,638	5,898	6,061
	38.69	38.77	41.10	43.15	49.28
就業人口(A)	14,232	14,121	13,360	13,185	12,300
15歳以上人口(B)	23,289	23,531	22,942	22,884	22,310
労働力(A) / (B)	61.1	60.0	58.2	57.6	55.1

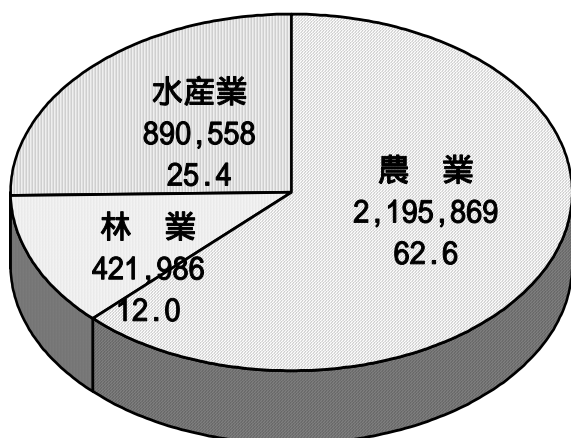
産業別就業者の推移

■ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業



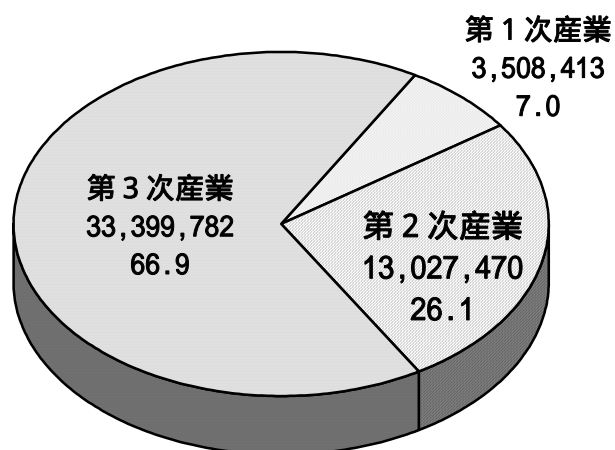
第1次産業の構成比（平成12年度）

単位：千円，%



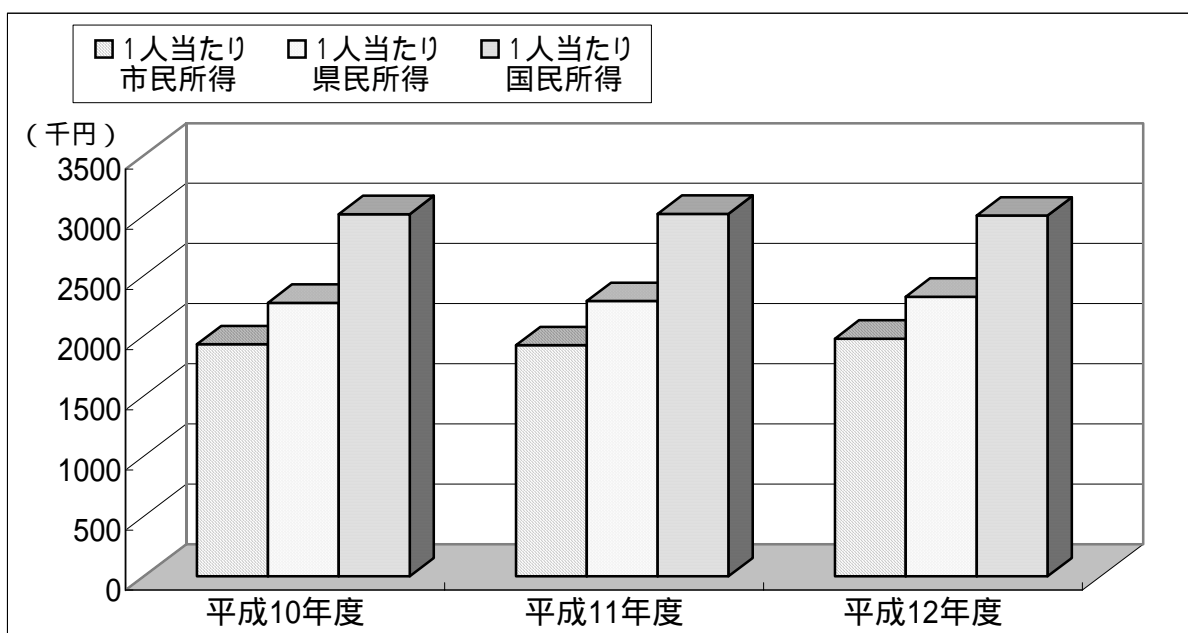
産業構造の構成比（平成12年度）

単位：千円，%



市民（県民・国民）所得の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	伸び率 (%)	
				11	12
一人当たり 市民所得 (A)	1,929	1,922	1,976	0.4	2.8
一人当たり 県民所得 (B)	2,274	2,289	2,325	0.7	1.6
一人当たり 国民所得 (C)	3,011	3,014	2,999	0.1	0.5
(A) / (B)	84.8	84.0	85.0		
(A) / (C)	64.1	63.8	65.9		



阿久根市の農家戸数

(単位：戸，人，ha)

	農 家 数				合 計	農 家 人 口	経営耕地 面積	耕作放棄 面積	耕作 放棄率
	専 業 農 家	兼 業 農 家		計					
		第一種	第二種						
1975	1,098	694	2,921	3,615	4,713	17,131	2,236		
1980	1,054	586	2,283	2,869	3,923	13,587	1,768		
1985	935	451	1,675	2,126	3,061	10,148	1,421	979	40.7
1990	627	241	1,208	1,449	2,076	6,728	1,071	849	44.2
1995	616	257	811	1,068	1,684	5,186	930	591	38.8
2000	393	139	344	483	1,381	4,225	846	564	40.0

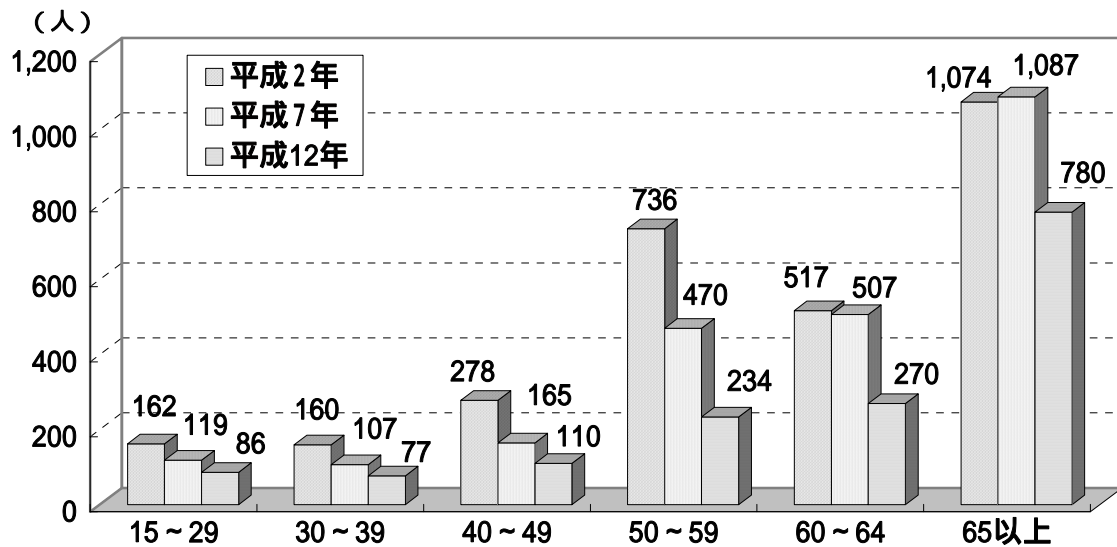
2000年の農家戸数の合計には自給的農家505戸を含む。

主要農産物の作付規模及び生産高

(単位：ha，t，千円) 花き生産量：千本

年	作物 区分	米	さつまいも	工芸作物	野菜	花き	果実
		1999	面積	369	233	17	326
	生産量	1,330	5,480	50	5,374	1,010	5,836
	生産額	293,929	128,780	146,000	1,714,306	120,000	1,050,000
2000	面積	369	233	17	313	4	241
	生産量	1,790	6,380	50	5,391	833	4,963
	生産額	381,866	174,812	123,171	1,412,442	110,000	893,000
2001	面積	370	167	29	306	4	245
	生産量	1,770	4,630	53	5,180	909	5,936
	生産額	387,187	148,160	117,100	1,357,160	107,262	1,000,910
2002	面積	362	160	25	302	4	245
	生産量	1,640	5,140	56	4,782	8,181	5,145
	生産額	357,520	164,480	111,535	1,252,884	948,996	823,200

(自営農業に主として従事した世帯員数)



認定農業者の推移

(単位 : 人)

	果樹	野菜	花き	エノキ	タバコ	肉用牛	養鶏	計
11年度	46	35	11	6	11	28	7	144
12年度	47	36	11	6	11	27	7	145
13年度	48	35	10	6	11	27	5	142
14年度	49	37	10	6	11	28	4	145
15年度	50	31	10	6	11	28	5	144

基盤整備の概要

(単位 : h a , %)

	田	畑	全体	かんがい 用水	かんがい 排水	畑地 かんがい	農道整備
要整備量	557	845	1,402	740	670	590	326
整備済量	497	322	819	501	534	63	75
整備率	89.2	38.1	58.4	67.7	79.7	10.7	23.0

1 特定事業の名称

番 号 : 1001

特定事業の名称 : 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

阿久根市

特区内の農地を借り受けて農業経営に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

2 に掲げる者

(2) 事業が行われる区域

阿久根市全域

(3) 事業の具体的な内容

特定法人として参入できる法人には、農業（営農計画の作成、各種渉外業務等の企画管理業務を含みます。）に常時従事する役員が一人以上いること。

農業生産法人以外の法人は、本市と協定を締結するとともに、農業委員会の許可を受けた上で、市から借り受けた農地において、役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事して、協定内容に基づいた事業を開始することとする。参入企業及び農地貸付目標としては、初年度は1社1ha、5年後には、建設業等を中心に10法人で50ha程度とする。

市は、当該法人が農業経営を行うことを予定する農地を賃貸借によって取得する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の基幹産業である農業情勢をみると、後継者や担い手の不足が深刻で、農業センサスによると、昭和60年に3,061戸あった農家戸数は、平成12年には、876戸にまで減少している。

また、農業従事者の年齢構成においても、30歳未満が86人、30歳から59歳が421人、60歳以上が1,050人と全体の1,557人の67%を占めており、その内の50%が65歳以上であり、今後も農業従事者の高齢化の進行による農家数の減少傾向は否めない現状である。

本市の農業基盤整備率は田が89%で、畑が38%であるが、高齢化や担い手不足を背景として山間部を中心に遊休化、荒廃化が進んでおり、平成12年センサスにおいて、その遊休農地面積は564ha(耕作放棄率40.0%)となっている。今後の農業従事者の減少を勘案すると、遊休農地の面積は600ha程度になると危惧される。

また、他の産業部門においても、特に建設業界は国、県及び市の公共事業の縮減により、経営の体質改善を迫られており、再生・生き残りの道を模索している厳しい現状である。

これらの状況から、既存の農業施策では農地の遊休化、荒廃化の解消はほとんど不可能といえることから、新しい活路が必要である。

そこで、経営の体質改善と経営の多角化を迫られている、比較的農業の機械等の設備に類似する機械設備を有する建設業界等を本市農業へ参入させることが可能な構造改革特区制度をぜひ活用したい。

具体的には、初年度は企業1社に1haの規模で参入させ、地場産業の一つである焼酎工場の原料であるさつまいも栽培に取り組む。そして、5年後には10法人程度に50haの規模の参入を目標として、農業生産量にして1,500t程度、生産額にして7,500万円を目指す。さらに、この収入による新たな雇用創出として60人程度を見込んでいる。企業参入によって再生された農地から本市の特性を生かした焼酎原料用さつまいもをはじめとして、バレイショ、かごしまブランド指定を受けた実エンドウ、ソラマメ等の豆類等の農産物を地場産業と連携して増産することにより、本市経済を再生させるだけでなく、生産性と環境の調和の取れた農業生産方式を導入し、健康志向の消費者ニーズに対応した本市にしかない「アクネうまいネ自然だネ」ブランドを全国に向けて発信するとともに、世代間を超えた

住民が一丸となったむらづくり的活動による都市農村交流を通して、都市住民に新しいライフスタイルと安心・安全な食の文化を提供するものである。